

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を 原材料とした製品の減税</p> <p>(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出手続の特例)</p> <p>8-9 法第8条第1項の規定による加工組立減税に係る輸出原材料が特 定輸出者又は認定通関業者の輸出申告に係る貨物であるときにおける当 該加工組立減税に係る輸出原材料の輸出手続については、次のとおり取 り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 前記8-4(1)に規定する確認申告書（交付用）については、輸出者 に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた 上で、その作成を省略して差し支えないものとする（同項(2)又は前記 8-5(3)に規定する提示が見込まれる場合を除く。ただし、その提示 が必要となったときで、見込み違いにより確認申告書の交付を受けて いない場合は、管理された書類を提示させるものとする。）。</p> <p>(2) 前記8-4(3)に規定する契約書等（返付用）については、輸出者に に対して、当該契約書等に相当する書類を適切に管理することを求めた 上で、その作成を省略して差し支えないものとする（同項(3)なお書又 は前記8-5(1)に規定する書類の提示又は提出が見込まれる場合を除 く。ただし、その提示又は提出が必要となったときで、見込み違いに より契約書等の返付を受けていない場合は、管理された書類を提示又 は提出させるものとする。）。</p> <p>(「<u>1年を超えることがやむを得ないと認められる理由</u>」の範囲)</p> <p>8-10 法第8条第1項に規定する「1年を超えることがやむを得ないと 認められる理由」の具体的範囲は、震災、風水害等の天災若しくは事変 又は火災その他の人為的災害で、輸入者（その代理人を含む。）の責任 によらない事情がある場合又はこれに準ずるような理由をいう。</p> <p>(加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続)</p> <p>8-11 令第24条において準用する定率法施行令第5条の3に規定する申 請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T-1065）とし、 2通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、 承認したときは、うち<u>1通</u>（承認書用）に承認印を押印して申請者に交</p>	<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を 原材料とした製品の減税</p> <p>(新規)</p> <p>(「<u>1年を超えることがやむを得ないと認められる理由</u>」の範囲)</p> <p>8-9 法第8条第1項に規定する「1年を超えることがやむを得ないと 認められる理由」の具体的範囲は、震災、風水害等の天災若しくは事変又 は火災その他の人為的災害で、輸入者（その代理人を含む。）の責任によ らない事情がある場合又はこれに準ずるような理由をいう。</p> <p>(加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続)</p> <p>8-10 令第24条において準用する定率法施行令第5条の3に規定する申 請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T-1065）とし、 2通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、 承認したときは、うち<u>1通</u>（承認書用）に承認印を押印して申請者に交</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
付する。この場合において、加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。	付する。この場合において、加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。
(加工組立減税に係る輸入税関官署における取扱い) <u>8-12</u> (省略)	(加工組立減税に係る輸入税関官署における取扱い) <u>8-11</u> (同左)
(加工組立減税の手続の特例) <u>8-13</u> (省略)	(加工組立減税の手続の特例) <u>8-12</u> (同左)